

(別紙)

諮問番号：令和2年8月4日付け目企広第809号

答申書

1. 本件の経緯

本件の審査請求人〇〇は、目黒区個人情報保護条例（以下、「条例」という）第22条の規定に基づいて自己情報の開示請求を行い、目黒区長（以下、「実施機関」という）の部分開示決定につき、審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が令和2年8月4日付で行った諮問（目企広第809号）に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求ならびに当審査会による審査の経緯は、以下の通りである（期日はその文書日付であることを示す）。

令和2年2月28日 審査請求人が実施機関に対し、次の自己情報の開示を請求

- 1 特定日Aに区に提出した文書
- 2 特定日Bに区に提出した文書
- 3 特定日Cに区に提出した文書

同年3月13日 実施機関は審査請求人に対し、上記1から3の文書の個人名、個人の住所、個人印影及び法人印影は、条例第23条第1項第4号に規定する「開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報」に一部該当する情報が含まれていると判断して部分開示決定

同年6月17日 審査請求人が上記決定につき、「請求人の義母及び夫の氏名並びに請求人自身が押印した印影について、第三者には該当しない」として実施機関に審査請求

同年8月4日 実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問[目企広第809号]

同年9月11日 同弁明書に対して審査請求人が文書を提出。同文書において審査請求人は、審査請求の趣旨は、処分庁の指摘と異なり、第三者に該当しないと主張して部分開示決定の取消を求めているわけではなく、「第三者とはどのような間柄（関係）を指すのか」「ご教示ください」というものである、と主張

同年10月2日 本件諮問の審議

同年11月24日 本件諮問の審議

2. 審査会の判断

請求人が令和2年9月11日付けで提出した文書によれば、請求人は「『第三者には該当しない』と主張及び取消を求めている」という。そうであれば、本件において処分の取消しを求める審査請求は行われておらず、本審査会による部分開示決定の適否に関する審査

も不要である。しかしながら、請求人は、「第三者とはどのような間柄（関係）を指すのか」の「教示」を求め、それを審査請求の趣旨としている。いうところの「教示」は、行政処分
の取消しを求める審査請求の対象ではないが、以下、念のためにその点について付言する。

請求人が「教示」を求める第三者について、当審査会は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人、法人及びその他の団体」を意味するものと解してきた。換言すれば、自分を含めた当事者（契約の相手方など）以外の者を意味し、親族といえども第三者に該当する。親族も含めて「わが家」と称するような日常用語は、本条例にいう「自己」とは異なる慣用語であり、条例第1条の自己情報開示請求における「自己」情報に、夫や親族の情報は原則として含まれない。そのことは、夫婦や親族の間で相続をめぐる争いが生じている場合、配偶者や親族の情報を自己情報として開示請求を認めると、開示請求者の側を一方的に利する結果となりかねないことを考えれば、容易に理解できるであろう。なお、第三者情報に自己情報が混在しているといった特殊具体的な事情がある場合には、例外的に自己情報と解する余地はありうるが、本件はそのような場合に該当しない。

したがって、本件において義母や夫の氏名は、処分庁が主張するように条例第23条第1項第4号に規定する「開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報」に該当する。

他方、請求人自身が押印したという印影については、処分庁が指摘するように、本件では、それが請求人によって押印されたものであるかどうかを確認する術がなく、自己情報に該当するかどうかの判断ができないため、個人識別情報の保護を目的とする制度趣旨から開示対象とすることはできない。

以上から、処分庁が認識したように、仮に請求人が義母と夫の情報を自己情報に該当するとして一部開示決定の取消しを求めていたとしても、それには理由がないことになる。また、請求人の印影に関しても、上記理由により処分庁の部分開示決定は適切であった。

審査会の結論

以上の理由により、請求人自身が押印したとする印影についての審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

2020年（令和2年）12月14日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会長 中島徹

副会長 江島晶子

委員 巻美矢紀